

豊政広第133号
平成30年(2018年)8月17日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

豊中市長 長内 繁樹

2018年度自治体キャラバン行動・要望書について(回答)

2018年6月15日付でいただきました要望書について、下記のとおり回答します。

記

統一要望項目

1. 子ども施策・貧困対策

(要望)

- ① 自治体としての「子どもの貧困対策計画」を策定し、目標値を設定しながら施策を推進すること。

(回答)

子どもの貧困対策の推進に関する法律およびその大綱に基づき、平成29年(2017年)10月に「豊中市子どもの未来応援施策に関する基本的な考え方」をとりまとめ、この中で法に関連した市の取り組み(事業群)を整理し重点事業を定めています。また、これらについては豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」に位置づけ、指標を含め進捗管理を行っていきます。

こども政策課(電話:06-6858-2873)

(要望)

- ② 大阪府および各市の「子どもの生活実態調査」結果・分析に鑑み、朝食支援、休日の食事等への支援に自治体として本格的に取り組むこと。学校給食は義務教育の一貫として無料とすること。給食内容は子どもの食を支えるに値するものとし、そのためにも自校式完全給食とし、就学援助の対象とすること。また、子どもの貧困調査(生活実態調査)については毎年実施し、施策立案による効果を検証・分析すること。

(回答)

平成28年度に実施した子どもの生活に関する実態調査の中で見えた生活習慣の課題については、平成28年度から実施している「子どもの居場所づくり地域福祉モデル事業」のなかで、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりの取り組みを進めています。今後

も引き続き、地域の実情に応じた持続可能な支援の仕組みを検討していきます。

また、子どもの貧困調査（生活実態調査）については、世帯収入や経済状況といった容易に回答し難く、かつ細心の注意を要するデータを含むため、実施については必要に応じて慎重に検討を進めていきます。

こども政策課（電話：06-6858-2873）

学校給食費については、就学援助の対象項目として、実費額を支給しています。

学校教育課（電話：06-6858-2552）

学校給食にかかる経費については、学校給食法第11条の規定に基づき、市は調理場などの維持管理経費および調理員などの人件費を負担し、保護者は食材の購入費を負担しており、学校給食の無償化は考えていません。また、学校給食の提供に際しては、添加物の少ない食材を調達するなど、より安全な学校給食の提供に努めるとともに、文部科学省の定める栄養摂取基準を満たし、子どもの健やかな成長に資するよう取り組んでいます。

本市における学校給食の運営はセンター方式を基本に自校方式との併用で実施し、完全給食を提供しています。

学校給食課（電話：06-6843-9101）

(要望)

- ③ 就学援助制度については、実態調査を行い、実態に見合った金額にするとともに、入学準備金の前倒し支給(2月中)とするとともに、その他の支給についても早くすること。クラブ活動に関する費用についても助成を行うこと。所得要件について旧基準(2013年以前)の1.3倍以上とすること。

(回答)

就学援助の支給額については、国の要保護児童生徒援助費補助金（学用品費など）の予算単価が全国的に準用されており、平成29年3月31日付の一部改正を受け、本市におきましても平成29年度から新入学児童生徒学用品費等の支給額を引き上げる対応を行いました。

新入学児童生徒学用品費等の支給時期については、平成31年度新入学児童・生徒に対し、2月末支給を予定しています。

所得要件については、生活保護基準の見直しに伴う影響が及ばないことを最優先に対応していきたいと考えています。

学校教育課（電話：06-6858-2552）

(要望)

- ④ 学習支援・無料塾については教育委員会、生活困窮者自立支援担当課、ひとり親施策担当課等が横断的に取り組むこと。学習支援については食の支援も同時に行うこと。子どもたち向けののちらしを作成し、子どもが自分で判断できるようにすること(学習支援についてののちらし・配布物を当日参加者全員に配布してください)。様々な奨学金について案内するパンフレットを作成す

ること(作成しているパンフレットなどがあれば当日参加者全員に配布してください)。

(回答)

「生活困窮者自立支援法」の趣旨に基づき、経済的理由などの困難を抱える中学3年生に対して、義務教育後終了後も必要となる自学自習力をはぐくみ、自らの進路を切り開くことができるよう、福祉事務所などの他部局と連携し「中3まなびの場」として学習の場を提供しています。また、日曜日や長期休業中の地域における子どもの居場所づくり事業として、クッキングの活動も行っています。

少年文化館（電話：06-6336-6371）

子どもの貧困の連鎖を防止するため、「生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業」として、保護者や家庭等が有する課題により将来の生き方や働き方に不安を感じている子ども・若者を対象に、多様な学びや体験の機会を提供することを通じて、自分らしさを活かした働き方や将来の姿について具体的イメージの形成や就職、再就学、進学など適切な進路が選択できるよう支援を行っていきます。

くらし支援課（電話：06-6858-6863）

学習支援などについては、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりの取り組みの中で、実施団体と相互に効果的な手法や課題を共有し、相乗効果を生み出すため、連携会議を開催するなど、ネットワーク構築の検討を進めています。

こども政策課（電話：06-6858-2873）

(要望)

- ⑤ 待機児童の解消とともに、虐待やネグレクトの発見・対応のために、保育所・幼稚園・こども園などにソーシャルケースワーカーの配置を行うこと。

(回答)

家庭環境に対する配慮など保育を行う上で、家庭支援推進保育事業の基準により、特に配慮が必要とされる園児が全体の40%を超える園については、家庭支援保育士を配置し対応しています。

また、市内すべての保育所、こども園及び幼稚園などに『豊中市児童虐待防止対応マニュアル』を配布して啓発を行っています。

さらに、外部講師を招いての講演会やこども相談課職員が講師として行う虐待対応研修による園職員などのスキル向上の取り組みや、地域ネットワーク会議等への参加などにより、児童虐待予防および早期発見・早期対応に努めています。

こども事業課（電話：06-6858-2459）

こども相談課（電話：06-6852-8448）

(要望)

- ⑥ 児童扶養手当全額支給世帯は生活保護基準以下であるのに生活保護受給捕捉率はわずか

である。児童扶養手当現況届提出時に生活保護のてびきを配布するなど周知を行うこと。

(回答)

児童扶養手当の支給額については、前年の所得額によって決定しており、児童扶養手当の全額支給世帯が一様に生活保護を受給可能な世帯になるとは限りません。

児童扶養手当の受給にあたっては、申請時の相談や現況届などの受付時に、生計状況について聞き取りを行い、必要に応じて福祉事務所を案内し、生活保護の受給につなげるようにしています。

子育て給付課（電話：06-6858-2483）

2. 国民健康保険・医療

(要望)

- ① 大阪府統一国保では、低所得者および子どもがいる世帯の保険料が上がるばかりか、住民を守るための条例減免制度が廃止になるなど府民にとって何らメリットがないことは明らかである。国も市町村による賦課権限はこれまでと変わらないことを明言していることから、これまでどおり市町村が独自に保険料を決定し条例減免はこれまで以上の内容とすること。一般会計法定外繰入はこれまでどおり行い、払える保険料の設定をすること。
- ② 特に子育て世帯への配慮として、子どもの均等割をゼロとする、もしくは仙台市のように申請無しで子どもの均等割減免制度を新たに設けること。子どもに対する新たな調整交付金の金額を明らかにし、それを原資の一部とすること。

(回答)

大阪府では、府と府内代表市町村とで構成される「大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議」において議論を重ね、保険料率や減免基準の統一、事業の広域化・効率化など持続可能な国保制度の構築をめざし、6年間の激変緩和措置期間を設けて国保運営方針を定めています。本市を含む府内市町村は、この運営方針に沿って国保事業を運営していくことから、激変緩和措置期間終了後の、一般会計からの繰入金金を財源とした、市独自の保険料率の引き下げや保険料減免は、困難であると考えています。

なお、国保運営方針は、「調整会議」において定期的に検証し必要な見直しを行うことになっており、減免基準などの運営方針の見直しがあった場合には、見直しにあわせた事業運営を行っていきます。

保険給付課（電話：06-6858-2313）

保険資格課（電話：06-6858-2301）

(要望)

- ③ 滞納者への財産調査・差し押えについては法令を遵守し、きめ細かく面談し滞納処分によってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法第15条・国税徴収法第153条に基づき無財産、生活困窮状態の場合は直ちに滞納処分の停止を行うこと。差

押え禁止額以上は差し押えないこと。2013年の鳥取県児童手当差押事件(広島高裁松江支部)判決の主旨を理解し、給与、年金、児童手当などが預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押えないこと。

(回答)

滞納者を生活困窮に陥らせないようにきめ細かな面談をするために、催告文書を送付したうえで滞納処分を執行しています。滞納処分の停止においても適正に行っているところです。

また、差押禁止額を超える差し押えや、差押禁止財産の差し押えについても法令や判例を遵守しているところです。

保険収納課（電話：06-6858-2545）

(要望)

- ④ 「国民健康保険広域化 府・市町村共同計画」については自治体から大阪府の方に提案があったとのことであるが、新たな基金の提案や大阪府は一切の負担をせず財政管理をするなど非常に大きな問題をはらんでいる。共同計画については撤回し、国保法上担保されている各市町村の賦課と給付の決定に係る裁量を保障すること。

(回答)

共同計画策定の趣旨は、国民健康保険が府単位になることのメリットを生かした施策を府と市町村の共同で展開することにより、着実かつ効果的に新たな成果や効果の創出を図ることです。各市町村の賦課と給付の決定に係る裁量については、国民健康保険法に基づき市町村で行うものと考えています。

保険給付課（電話：06-6858-2313）

(要望)

- ⑤ 「大阪府地域医療構想」「大阪府第7次保健医療計画」策定にあたって、在宅医療とのかかわりで、府内の救急医療のあり方が議論されている。また、大阪府は高齢者人口の増加に加えて、単身・認知症の高齢者の増加が2025年に向けて重大な課題になっている。今後の高齢者の推移と必要病床数、施設数をどのように推計され、どのような計画を立てているのかお知らせいただきたい。救急医療の拠点となる急性期病床の拡充と高齢者の居場所となる施設の確保に努めること。

(回答)

団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）にむけ、本市の高齢者数は第7期介護保険事業計画の最終年である平成32年（2020年）まで増加が続き、その後微減する一方、後期高齢者数は増加傾向が続くと推計しています。

本市では施設介護の必要性の高い要介護認定者数と既存の施設の入所状況も勘案するとともに、介護離職ゼロ・病床機能分化による介護サービスの追加的需要をふまえ、今期計画における施設整備数を見込んでいます。

高齢施策課（電話：06-6858-2233）

必要病床数や急性期病床の拡充といった病床数の調整は、大阪府が中心となって行っています。地域の実情に即した病床数となるよう調整が図られています。

保健医療課（電話：06-6152-7307）

(要望)

- ⑥ 現在麻疹の流行が危惧されているが、毎年麻疹やMRワクチン、インフルエンザワクチン不足が問題になっている。ワクチンの確保については、医療機関任せにするのではなく、自治体として必要数(前年度実績に見合った)の確保と、迅速に医療機関に提供できる体制に努めること。

(回答)

不測の事態が起こり、ワクチン不足が生じた時の対応としては、医療機関との連携を密にしてワクチンの流通状況等の情報把握に努めるとともに、市民への影響が最小限となるよう努めていきます。

また、非常事態においては国に対してワクチンの偏在・不足に対して広域的な支援を求める等の対応をしていきたいと考えています。

保健予防課（電話：06-6152-7329）

3. 健診について

(要望)

- ① 特定健診・がん検診については、大阪全体での早期発見・早期治療を推進するためにも、そして「保険者努力支援制度」交付金との関係で非常に重要となる。全国の受診率平均と比べ大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。

(回答)

特定健診については今年度から無料化するとともに、平成30年3月に策定した第2期豊中市国民健康保険保健事業実施計画及び第3期豊中市国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づき、被保険者の健康寿命の延伸、医療費の適正化に向けて、取り組みをさらに強化していきたいと考えています。また、がん検診については、健診ガイドブックによる丁寧な周知や、がん経験者による講演会を通じてがんの早期発見・早期治療を推進していきます。

健康増進課（電話：06-6858-2291）

(要望)

- ② 住民の口腔内の健康を向上させ、生活の質を高めるために歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定し、地域の実情に応じた総合的な歯科保健対策を推進すること。歯科口腔保健法(2011年施行)では国及び地方公共団体の役割として、国民が定期的に歯科検診を受けるために必要な施策を講ずることが規定されている。成人期の歯科検診や在宅患者・障害者らを対象にした歯科検診の機会が十分に保障されていないことから、検診の対象範囲を広げるとともに、自己負担なく受けられるようにすること。特定検診の項目に「歯科検診」を追加すること。

(回答)

本市では、30歳～74歳の方を対象に年間を通じて歯周病健診を実施しており、75歳以上の方は広域連合の後期高齢者歯科健診を実施し、定期的に歯科健診を受診できる体制を確保しています。また自己負担については、非課税世帯や生活保護受給者などを対象に免除する制度を設けています。

健康増進課（電話：06-6858-2291）

歯科口腔保健は健康増進施策の1つとして捉えており、すでに「豊中市健康づくり計画」や「豊中市食育推進計画」において歯や口の健康に関する施策を掲げて取り組みを進めています。

保健医療課（電話：06-6152-7307）

4. こども・ひとり親・障がい者医療費助成制度（旧福祉医療費助成制度）について

(要望)

- ① 2018年4月からの大阪府の制度変更により、各市町村の医療費助成制度も改変されたが、老人医療・障がい者医療費助成の再編で助成が受けられない患者や自己負担が増えている。経過措置対象となった対象者人数の教示と以前の助成制度の復活を検討すること。

(回答)

福祉医療制度については、中長期的に制度の持続可能性を確保するため、再構築が実施されました。市としては、大阪府からの補助金を活用し制度を実施しているため、補助基準を超えての市独自の財源による制度拡充については困難な状況です。なお、老人医療の経過措置対象者約1,200人を対象に、3年間の経過措置期間を設けています。

保険給付課（電話：06-6858-2313）

(要望)

- ② 老人医療・障がい者医療費助成で医療費自己負担上限月額を超えた場合、毎回の還付金申請は非常に負担になる。一刻も早く自動償還を行うこと。

(回答)

平成30年4月診療分から、一部自己負担金が月額上限を超えた場合に自動償還を開始しています。初めて対象となる場合、診療月から約3か月後に口座登録の申込書を送付し、返送があった方へ8月から順次自動で償還を行います。

保険給付課（電話：06-6858-2313）

(要望)

- ③ 子ども医療費助成制度について、他府県では医療費無償化が広がり貧困対策・子育て支援に役立っている。無償化を導入と無償化する場合の自治体負担の試算をすること。また、入院食事療養費の助成も対象にすること。

(回答)

本市では、限られた財源の中で幅広く支援をしていくためには、不要な受診を防ぐ意味でも一部自己負担をしていただく必要があると考えており、無償化することは考えていません。なお入院食事療養費については既に助成を実施しています。

子育て給付課（電話：06-6858-2483）

5. 介護保険・高齢者施策等について

(要望)

- ① 第7期介護保険料は、高齢者の負担の限界を超える金額となっているため、一般会計繰入によって介護保険料を引き下げること。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による低所得者保険料軽減について今年度か全面実施するよう働きかけるとともに、独自に軽減措置を行うこと。

(回答)

今期の介護保険料については、前期計画期間中における第1号被保険者の保険料剰余分を取り崩し、保険料の上昇抑制に充てたところ です。加えて、保険料基準額が高額な設定にならないよう介護給付費国庫負担金は定率とし、調整交付金を別枠で確保するよう引き続き国へ要望しています。

また、保険料にかかる低所得者対策全般としては、消費税率の引き上げにかかわらず、市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施し、国庫負担による更なる対象の拡大を図るよう要望しているところ です。

高齢施策課（電話：06-6858-2233）

(要望)

- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除とすること。

(回答)

保険料にかかる低所得者対策全般としては、消費税率の引き上げに関わらず、市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施し、国庫負担による更なる対象の拡大を図るよう要望しているところです。

高齢施策課（電話：06-6858-2233）

(要望)

- ③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険法改定によって導入された「3割負担」については、国に実施中止を働きかけること。また、2割負担者の実態を調査するとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。

(回答)

3割負担の導入については、介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める趣旨からの制度改正と承知しています。

また、現行制度においても「高額介護サービス費」等により、自己負担割合が高くなった場合も、負担額は一定抑制されるものと考えています。

高齢施策課（電話：06-6858-2233）

本市では、社会福祉法人介護保険利用者負担軽減事業を実施していますが、国の制度に基づき生活困窮者であっても全額免除は行えないこととなっており、生活保護受給者はすでに個室の居住費のみ全額免除となっています。

この制度に加え、本市では独自に、民間事業所介護保険利用者負担軽減を実施しており、介護保険の利用者負担軽減に努めています。

高齢者支援課（電話：06-6858-2844）

(要望)

- ④ 総合事業について

イ. 利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

(回答)

本市では国が示すガイドラインに基づき、要支援認定者などがその有する能力等に応じた柔軟な支援を受けることができるよう、総合事業において従前相当サービス以外に多様なサービスを設けています。今後も要支援認定者等が地域とのつながりを維持しながら住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、事業の内容・提供体制の充実を図っていきます。

高齢施策課（電話：06-6858-2233）

介護予防・日常生活支援総合事業の利用にあたって、新規利用者については、「認定申請」を全員に行っていただく運用としています。なお、認定結果が「非該当」になった人のうち、何らかのサービス利用が望ましい場合については、「基本チェックリスト」を受けていただきます。

一方、要支援認定の更新者については、「認定申請」または「基本チェックリスト」を選択できるようにしています。

高齢者支援課（電話：06-6858-2844）

(要望)

④ 総合事業について

ロ. 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

(回答)

本市の総合事業では、介護予防サービスと同様に処遇改善加算の算定を可能としていますが、介護従事者の処遇改善については、国の責任において抜本的な対策を講じるよう、引き続き要望しているところです。

高齢施策課（電話：06-6858-2233）

(要望)

⑤ 保険者機能強化推進交付金について

イ. 保険者機能強化交付金は、国が一方的に行う評価で差別的に交付金を分配するものであり、地方自治を否定する不当な制度であることから、自治体として国に撤廃を求めること。200億円の財源は処遇改善など介護保険の改善に活用すること。

(回答)

保険者機能強化交付金は、「介護保険の基本理念」の実現にむけ、各自治体が地域の実情を踏まえて取り組みを進めた結果として交付されるものと承知していますが、当該交付金のあり方については今後も国における議論を注視し、要望の必要性について検討します。

高齢施策課（電話：06-6858-2233）

(要望)

⑤ 保険者機能強化推進交付金について

ロ. いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした仕組みを作らないこと。

(回答)

地域ケア会議は、個別ケースの支援内容を通じた①地域支援ネットワークの構築、②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、③地域課題の把握などを目的として実施するものとされています。「自立支援に資するケアマネジメント」は、可能な限り自分でできることは自分で対応し、「できないこと」を可能な限り「できるようにするための支援」を提供するもので、「自分のしたい活動や普通の生活を継続することが心身機能の維持改善につながり、結果的に介護予防になる」という視点で行うものです。介護サービスからの「卒業」のみをめざしサービスを調整するものではなく、高齢者がお元気であった頃のように生きがいや役割をもって生活されるよう支援することで、「高齢者のQOLの向上」をめざし取り組んでいきます。

高齢者支援課（電話：06-6858-2844）

(要望)

⑤保険者機能強化推進交付金について

ハ．国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

(回答)

「介護予防・重度化防止」の取り組みは「介護保険の基本理念」の実現を目的として地域の実情を踏まえて進めるものであり、利用者の心身の状態に応じた適切なサービスを受けていただくという原則には変わりありません。

高齢施策課（電話：06-6858-2233）

(要望)

⑥ 制度改善により導入された生活援助一定数以上ケアプラン届出制度はケアマネジャーの裁量と利用者の生活の必要性を否定しかねない不当なものであり、自治体として国に撤廃を求めること。当面の間、自治体としては届出を義務化しないこと。

(回答)

訪問介護（生活援助中心型）の回数が一定数以上のケアプランについては本年10月以降の自治体への提出が義務づけられますが、提出されたプランについて利用者の自立支援や重度化防止・地域資源の有効活用等の観点から多職種による検証を行った上で、必要に応じて改善に向けた助言を行うことを想定しており、ケアプランの提出をもってケアマネジャーの裁量を否定することにはならないものと考えます。

高齢施策課（電話：06-6858-2233）

(要望)

⑦ 高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない

対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

(回答)

本市では、熱中症に関する予防や注意喚起について、市ホームページ上に掲載し広く市民に周知しています。

なお、熱中症対策については、高齢者に限らない問題と考えており、高齢者への熱中症予防の実態調査をはじめ、熱中症予防のためのクーラー導入費や電気料金補助について、高齢施策として実施する予定はありません。

高齢者への見守りについては、65歳以上のひとり暮らしの方(希望者)を対象に、地域の民生委員を通じて「ひとり暮らし高齢者の登録」を進めており、その情報を活用し、熱中症で倒れたなど的高齢者の緊急時の事案に対する対応や民生委員による日々の見守り活動を行っています。

また、豊中市社会福祉協議会の校区福祉委員会が実施する小地域福祉ネットワーク活動の取り組みのなかで、定期的にひとり暮らし高齢者宅などへ訪問し、日常生活上の相談に応じています。

この他、新聞配達や牛乳配達など、ひとり暮らしを支援する事業者による見守りネットワークなど事業活動を通じての見守り活動を行っています。

高齢者支援課(電話:06-6858-2844)

(要望)

- ⑧ 入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームを大幅に拡充すること。また、利用状況など詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

(回答)

今期計画においては、今後3年間の施設介護の必要性の高い要介護認定者数などを見込んだうえで地域密着型特別養護老人ホームをはじめとした施設の整備数を位置付けており、現在事業者を公募しています。

高齢施策課(電話:06-6858-2233)

(要望)

- ⑨ 介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、国庫負担方式による処遇改善制度を求めること。

(回答)

介護人材確保のための介護従事者の処遇改善については、介護報酬に上乘せすることなく、介護処遇改善交付金を交付するなど国の責任において抜本的な対策を講じるよう引き続き要望しているところです。

高齢施策課（電話：06-6858-2233）

6. 障害者65歳問題について

(要望)

- ① 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について」（平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）ならびに事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成27年2月18日）をふまえ、一律に介護保険利用の優先を利用者に求めるのではなく、本人の意向を尊重した柔軟な対応を行うこと。そのために、当該障害者が65歳に到達する前に、本人から65歳到達後の福祉サービス等の利用意向を高齢・障害それぞれの担当職員が聞き取り、本人の願いに沿った支援が提供されるよう、ケアプラン作成事業所と十分に調整を行うこと。

(回答)

障害福祉サービスと介護保険サービスの利用の適用関係については、障害者総合支援法第7条（他の法令による給付との調整）並びに平成19年3月28日付厚生労働省通知及び平成27年2月18日付同省事務連絡をふまえた対応を行っています。

障害福祉サービスと同等のサービスが介護保険により利用できる場合は介護保険サービスの利用を原則優先としています。

ただし、上記通知等をふまえ、本人のニーズや状況を把握の上、介護保険サービスに相当するものがない移動支援等の障害福祉サービスのみならず、65歳到達前から障害福祉サービスを利用していた方で、介護保険サービスで従前のサービスをすべて利用できない場合は、生活の質を低下させない観点から、上乘せする形で障害福祉サービスを利用できる取り扱いを行っています。

65歳に到達される方については、事前に到達後の障害福祉サービスの利用についての説明を行い、ご本人の意向を確認したうえで、相談支援事業所およびケアプラン作成事業所と連携をとってサービス利用を進めています。

(要望)

- ② 前述の調整にもかかわらず、本人が納得せずに介護保険の利用申請手続きを行わない場合においても、一方的機械的に障害福祉サービスを打ち切ることなく、引き続き本人の納得を得られるケアプランの作成に努めること。

(回答)

65歳到達時においては、介護保険への移行準備期として必要時は3か月程度、障害サービスの支給をしています。

また、「6. 障害者65歳問題について」①の回答のとおり、ご本人へ障害サービスの説明をしたうえで、ご意向に沿ったサービスを受けることができるよう、関係機関と連携をとりながらご相談に応じています。

障害福祉課（電話：06-6858-2224）

(要望)

- ③ 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に共生型介護保険事業の利用を勧めることはしないこと。

(回答)

共生型サービスについても介護保険サービスと同様、一律に共生型介護保険サービスの利用を勧めるのではなく、本人の意向や障害特性を勘案したうえで、相談支援事業所およびケアプラン作成事業所と連携をとりながら、サービス利用を進めていきます。

障害福祉課（電話：06-6858-2224）

(要望)

- ④ 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

(回答)

前述の通り、障害福祉サービスと同等のサービスが介護保険により利用できる場合は介護保険サービスの利用を原則優先としています。

ただし、障害サービスの自立支援給付と介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の適用関係に係る留意事項について」（平成29年7月12日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）をふまえ、利用する総合事業の事業所に一定の要件を満たす支援者がいるかどうかなど、利用者が総合事業のサービスにおいて、障害福祉サービス

に相当する適切な支援を受けることができるか否かを十分に留意したうえで、判断しています。

障害福祉課（電話：06-6858-2224）

総合事業においても他の介護サービスと同様に、利用者の心身の状況を把握し、他の職種や事業者と連携して適切なサービスを提供することはサービス提供事業者の責務と考えています。なお、本市では平成30年8月から総合事業においても共生型サービスを創設しています。

高齢施策課（電話：06-6858-2233）

(要望)

- ⑤ 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

(回答)

障害福祉サービスに係る自立支援給付および、本市においては移動支援などの地域生活支援事業についても、住民税非課税世帯は年齢にかかわらず利用者負担はかかりません。

障害福祉課（電話：06-6858-2224）

(要望)

- ⑥ 2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、一月一機関上限を3,000円に設定しそれ以上の負担を徴収しない措置を講じること。また、自治体独自の対象者拡大・助成制度等の創設を行うこと。

(回答)

福祉医療制度の再構築においては、月2回の上限日数が撤廃されましたが、同一の医療機関等で一部自己負担額の合計が3,000円を超えた場合には、3,000円で領収を止めていただくよう医療機関に協力を依頼しています。また市としては、大阪府からの補助金を活用し制度を実施しているため、補助基準を超えての市独自の財源による制度拡充については困難な状況です。

保険給付課（電話06-6858-2313）

7. 生活保護について

(要望)

- ① ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協に報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。シングルマザーや独

身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。
そうでなければ人権侵害であることを認識すること。

(回答)

本市では、今後もケースワーカーの増員と経験や熟練を重視した人事配置に努めていきます。一方、多様なニーズに応えるため、保健師や精神保健福祉士等の専門の資格を持つ職員を配置し、業務の見直しを進める中で市民サービスの向上に努めていきます。

なお、申請の意思を表明した方に対しては、申請書を交付し、適切に対応しています。

福祉事務所（電話：06-6858-2227）

(要望)

- ② 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。（懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください）

(回答)

「生活保護のしおり」は制度の改正や担当課の変更などに合わせ、適宜改訂を行っています。

また、「生活保護のしおり」は、カウンターなどに常時配架していますが、「申請用紙」は添付していません。申請にあたっては相談者の方々が生活上の様々な悩みや課題を抱えていらっしゃることから、その実態やニーズ等を伺い制度の趣旨や記入方法を十分説明のうえ、申請手続きがスムーズに行われるよう配慮しているところです。

福祉事務所（電話：06-6858-2227）

(要望)

- ③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。

(回答)

申請時の対応については、厚生労働省から示されている実施要領に従って助言を行っています。

稼働能力の活用にあたっては、ご本人の意思を尊重するとともに、ハローワークはもちろんのこと、それぞれのニーズにあった働く場の確保を目指した”出口戦略”に基づく支援を行っている他部局も含めた多様な連携を図ります。

福祉事務所（電話：06-6858-2227）

(要望)

- ④ 国民健康保険証並みの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行などについて周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。

(回答)

医療機関が生活保護受給について確認できる「休日夜間受診票」を受給者の皆さんにお渡ししており、休日・夜間など福祉事務所の閉庁時において救急病院を受診する場合に限り使用できる取り扱いとしております。

医療扶助を受給する場合には、保護変更申請書（傷病届）を事前に提出していただく原則を踏まえ、関係医療機関とは資格確認にかかる連携を今後も密にしていきます。

市民健診については担当部局との連携に加え、福祉事務所においてより効果的な方法を分析・検討し、多くの人に健診を受けていただけるような取り組みを進めています。

福祉事務所（電話：06-6858-2227）

(要望)

- ⑤ 警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットラインなどを実施しないこと。

(回答)

未だに暴力団員及びその周辺者による「相談申請」が絶えず、担当職員はもちろん他の一般の生活保護受給者や市民の皆さんにも被害がおよぶ心配が根絶できていないのが現状です。こうした状況では、行政対象暴力対策員（警察官OB）による助言なしでは適切な対応が難しく、業務の遂行が危うくなると考えざるをえません。当然、相談をはじめとしたケースワーク業務を担当することはありませんので、一般の方からの相談や申請を妨げていると誤解されないよう、今後とも十分注意していきます。

なお、本市ではホットラインを開設する予定はありません。

福祉事務所（電話：06-6858-2227）

(要望)

- ⑥ 生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。
住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

(回答)

生活保護基準は厚生労働大臣が定めた実施要領に基づき、運用していきます。住宅扶助については、世帯の状況等をよく見極め、特別基準額の設定を行っています。

福祉事務所（電話：06-6858-2227）

(要望)

- ⑦ 医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

(回答)

ジェネリック医薬品については、品質、安全性及び有効性は先発医薬品と変わらず、先発医薬品と代替可能な医薬品と考えられています。今後も医療費の増大が見込まれる中、必要な医療を確保しつつ、人口構造の変化に対応できる持続可能な医療制度にしていくため、ジェネリック医薬品の使用の促進が必要であると考えています。

なお、本市では、医療費の一部負担の導入と調剤薬局を限定する予定はありません。

福祉事務所（電話：06-6858-2227）

(要望)

- ⑧ 国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

(回答)

生活保護世帯の人でも希望すれば大学に進学できるよう支援方策を考える必要があり、大学に進学せず、就職している人たちとのバランスも考えながら総合的に検討していきます。

福祉事務所（電話：06-6858-2227）

統一要望項目

(要望)

- ① 市民健康診査(特定健診)について、今年度廃止した豊中市の独自項目を元に戻す事。また、来年度から受診対象の変更を予定している胃がん健診についても今年度と同様に実施すること。

(回答)

特定健診につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の予防を目的とした健診項目に今年度より整理いたしました。胃がん検診についても、今年度より内視鏡検査を導入し、国のガイドラインに沿う形で、次年度以降は50歳以上の隔年受診にて実施していきたいと考えています。

健康増進課（電話：06-6858-2291）

(要望)

- ② 2017年度の豊中市の介護保険会計において黒字決算が見込まれている。市民にとって負担感の強い介護保険料の値下げを実施すること。

(回答)

介護保険事業特別会計決算において保険料の剰余分が発生した場合は市の介護給付費準

備基金に積み立て、次期計画期間の保険料上昇抑制に充てているところです。

第7期計画期間の保険料については、月額基準額で比較すると、基金からの取り崩しにより、取り崩し前から430円引き下げられています。

高齢施策課（電話：06-6858-2233）

(要望)

- ③ 豊中社会保障推進協議会との市長懇談を実施すること。

(回答)

今回いただいたご要望については、市長に報告し、情報共有したうえで回答しています。

8月29日開催予定の大阪社会保障推進協議会様との懇談会においては、回答課の管理職員が出席し、本市の課題などについて、十分な意見交換をさせていただきたいと考えています。

広報広聴課（電話：06-6858-3654）

以上

（この文書に関するお問い合わせ）

豊中市 政策企画部 広報広聴課

広聴係 足立

電話：06-6858-2029（直通）

FAX：06-6856-4190

メール：koe@city.toyonaka.osaka.jp